

## 平成 27 年度 保育園利用手続きにあたってのご案内

### ～保育認定時間と延長保育について～

佐渡市社会福祉課

#### 1 保育園の利用手続きが変わります

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育園を利用する際の手続きが変わります。今までは、新年度の継続入園を希望の場合、「継続入園調査書」の提出により、入園の承諾をしてきましたが、新制度では、継続入園を希望の方も、保育の必要性の認定申請と入園申込みの手続きが必要となります。

新年度に保育園の利用を希望される方は、以下の内容を十分ご確認ください、「認定申請書」「保育園入園申込書」「保育を必要とする証明書類（就労証明書など）」を申請受付期限までに提出いただきますようお願いします。

#### 2 認定の種類

(1) 認定は、児童の年齢や保護者の就労状況などにより次のように区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象児童	利用可能な時間
1号認定	幼稚園	満3歳以上で幼稚園の利用を希望する場合	7時間
2号認定	保育園	満3歳以上で、保育を必要とする場合	標準時間（最長11時間）
			短時間（最長8時間）
3号認定		満3歳未満で、保育を必要とする場合	標準時間（最長11時間） 短時間（最長8時間）

(2) 2号認定または3号認定を受ける方には、提出された就労証明書などの内容により、保育園の利用可能な時間を認定します。（保育の必要量の認定）

認定区分	利用可能な時間範囲	延長保育利用
保育標準時間認定（最長11時間）	7:30～18:30	7:30以前と18:30以降の利用が必要な場合、申請により、延長保育をご利用いただけます。（延長保育利用料が発生します。）
保育短時間認定（最長8時間）	8:00～16:00	8:00以前と16:00以降の利用が必要な場合、申請により、延長保育をご利用いただけます。（延長保育利用料が発生します。）

(3) 認定の選択について

- ① 保育標準時間認定になる場合は、継続児童、新規児童のいずれも保育短時間認定を選択することができます。※認定時間を超える利用は、延長保育利用料の対象です。
- ② 保育短時間認定になる場合は、継続児童の場合は、経過措置を適用し、保育標準時間認定を選択することができますが、新規児童の場合は、保育標準時間認定を受けることはできません。

【注 1】 認定時間を超えて保育園を利用する必要がある場合は、別途申請が必要です。（延長保育申請書を今後改訂した上で、後日お示しします。）なお、その場合、保育料とは別に延長保育利用料が発生します。延長保育料の基準については裏面をご覧ください。

【注 2】 保育標準時間に認定される要件（就労 120 時間以上など）の場合であっても、保護者は保育短時間認定を選択することができます。  
※保育料基準額は現在検討中ですが、保育短時間認定児童の保育料は、保育標準時間認定児童の保育料よりも、1.7%程度低い設定となる予定です。但し、保育短時間認定を選択した場合、認定時間を超える保育園の利用については延長保育利用料が発生します。

裏面へ→

【注 3】保育短時間に認定される要件（求職活動中など）の場合でも、今年度既に在園している児童については、保護者が希望した場合、経過措置により保育標準時間で認定を受けることができます。（なお、その場合、実際の利用時間が短時間であっても、保育料は、認定を受けた保育標準時間の基準額となります。認定の選択の際は、【注 2】のとおり、短時間認定の場合、保育料は標準時間よりも、1.7%程度低く設定される予定であることにご留意ください。）

但し、この場合の方（求職中など）が、新規児童の認定を申請する場合、保育標準時間を選択することはできません。

### 3 延長保育時間と料金基準

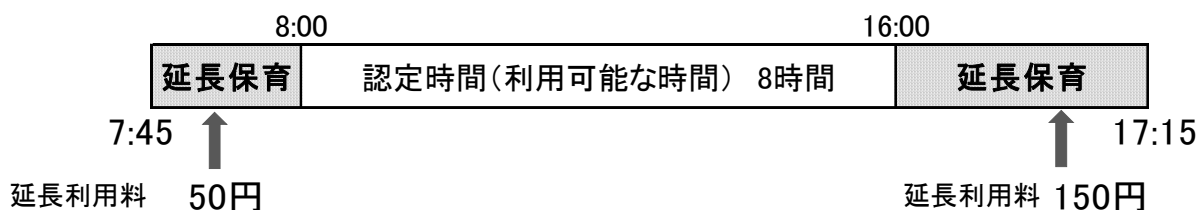
認定区分	※認定時間 (利用可能な時間範囲)	延長利用時間と料金基準
保育標準時間認定 (最長11時間)	7:30~18:30	7:30以前から利用の場合、7:00以降50円 18:30以降利用の場合19:00まで50円、以降同様に30分毎に50円
保育短時間認定 (最長8時間)	8:00~16:00	8:00以前から利用した場合、7:30以降50円、7:00以降100円 16:00以降利用の場合16:30まで50円、以降同様に30分毎に50円

★認定時間（利用可能な時間範囲）を超える利用の場合は、延長利用料（30分以内 1回 50円）が発生します。なお、保育園によって、開園時間が、認定時間（11時間もしくは8時間）よりも短時間の場合（公立保育園での土曜日の半日保育など）は、認定時間を超えた利用の場合でも延長利用料は発生しません。

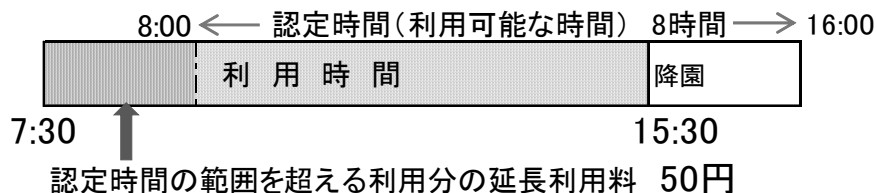
■各保育園の、平日、土曜日それぞれの開園時間は変更ありません。

#### 《延長保育利用料の算出例》

- ①短時間認定の方が、平日に7時45分から17時15分まで保育園を利用した場合、延長料金は200円



- ②短時間認定の方が、土曜日に7時30分から15時30分まで保育園を利用した場合、利用時間は8時間だが、認定時間である8時から16時の範囲を超える利用（8時以前からの利用）のため、延長料金は50円（土曜日に8時間以上開園の実施園）



- ③標準時間認定の方が、土曜日に7時から18時まで保育園を利用した場合、利用時間は11時間だが、認定時間である7時30分から18時30分の範囲を超える利用（7時30分以前からの利用）のため、延長料金は50円（土曜日に11時間以上開園の実施園）

- ④短時間認定の方が、土曜日は半日保育を実施している保育園（公立など）で、7時30分から12時まで利用の場合、認定時間である8時から16時を超える利用（8時以前からの利用）ではあるが、開園時間（利用できる時間）が認定時間（8時間）よりも短いため延長料金はかからない。